

火山編

目次

第1章 総論	1
第1節 火山編の目的等	1
第2節 富士山の現況	2
第3節 噴火の想定	4
第2章 災害予防計画	8
第1節 関係機関との連携体制等の整備	8
第2節 避難活動体制の整備	9
第3節 災害に強いまちづくり	10
第4節 防災知識の普及啓発・教育	11
第5節 防災訓練	13
第6節 自主防災活動	14
第7節 各施設の防災対応力の向上	15
第3章 災害応急対策計画	16
第1節 災害応急活動体制	16
第2節 情報の収集伝達・広報	18
第3節 避難行動	23
第4節 交通応急対策	25
第5節 飲料水・物資等の確保	25
第6節 降灰対策	26
第7節 被害の拡大防止対策	27
第8節 災害救助法による支援	27
第9節 住宅供給の実施	27
第10節 残留者・行方不明者の捜索	27
第11節 災害ボランティア支援	27
第12節 要配慮者支援対策	27
第4章 継続災害・復旧・復興計画	28
第1節 継続災害	28
第2節 風評被害発生時の防止対策	28

第1章 総論

第1節 火山編の目的等

第1 火山編の目的

火山編は、住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、国、県、市、防災関係機関、自主防災組織、住民等が行う防災対策について定めたものである。

なお、火山編に規定があるものを除いては、地震編及び風水害等編を準用する。

第2 活火山としての富士山

気象庁の定義による活火山とは、概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動がある火山をいい、現在、日本には111の活火山がある。富士山は、1707年に噴火記録（宝永噴火）があり、活火山として定義されている。

富士山は、日本の中央に位置し、広大な裾野を形成している。その周囲には多くの人口が存在しているため、大規模噴火が発生した場合、被害規模及び影響は甚大なものとなることが予想される。

また、噴火時には過去の歴史から、噴火に伴うあらゆる現象が発生する可能性が想定される。

第3 富士山との共生

富士山は、火山としての興味深い知識を豊富に得ることのできる火山資源であるとともに、優れた景観、豊富な動植物、水資源、高原野菜等は、火山による恩恵によるものであり、地域住民の生活の一部を支えている。

このため、富士山の自然環境及び恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成、火山に関する教育・普及・啓発を行い、富士山との共生を図る必要がある。

第4 火山災害警戒地域の指定

市は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、内閣総理大臣により、富士山の噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域（火山災害警戒地域）として指定されている。

第2節 富士山の現況

第1 富士山の概要

富士山は、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に位置する玄武岩質の成層火山で、山体の体積は約 500 km³と、日本の陸域の火山では最大である。

山腹斜面の勾配は、標高 1,000m以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂付近では 40 度近くとなっている。

第2 富士山の活動史

1 富士山の活動史

富士山は、約 70 万年前から 20 万年前までに活動した「小御岳火山」、約 10 万年前から 1 万年前まで活動した「古富士火山」、それ以降、現在まで活動を続ける「新富士火山」に区分されている。

なお、現在ではこの小御岳火山の下に「先小御岳火山」の存在が想定されている。

(1) 小御岳火山の時代

約 70 万年前から 20 万年前で、現在の富士山よりやや北側に小御岳火山が誕生した。

(2) 古富士火山の時代

約 10 万年前に小御岳火山の南斜面で古富士火山が噴火を開始し、爆発的な噴火を繰り返した。活動末期には少なくとも 4 回の山体崩壊（表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊）が発生した。

(3) 新富士火山の時代

約 1 万年前、古富士火山を覆うように新富士火山（現在の富士山）が噴火を開始した。新富士火山は、山頂火口及び側火口（山頂以外の山腹等の火口）から玄武岩質の溶岩流及び火砕物（火山灰、火山礫などマグマが砕けた形で噴出されるもの）を噴出した。約 1 万年前～8 千年前頃には、静岡県三島市及び山梨県大月市付近まで到達する規模の大きな溶岩が流出した。

新富士火山は、噴火口の位置や噴出物の種類等から 5 つの活動期（噴火ステージ）に分類できる。

噴火ステージ	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
ステージ 1	約 11,000 年前～ 約 8,000 年前	山頂と山腹等	多量の溶岩流の噴出量は、新富士火山全体の 8～9 割に及ぶ。
ステージ 2	約 8,000 年前～ 約 4,500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんど無く、間欠的に比較的の小規模な火砕物噴火
ステージ 3	約 4,500 年前～ 約 3,200 年前	山頂と山腹等	小・中規模の火砕物噴火や溶岩流噴火
ステージ 4	約 3,200 年前～ 約 2,200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発
ステージ 5	約 2,200 年前以 降	山腹等	火砕物噴火と溶岩流噴火

2 有史後の噴火（災害史）

富士山は、山頂を中心に北西から南東方向に約 100 個の側火口がある。

有史後の主な噴火は、貞観 6～7 年（864～865 年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩を流出し、また、宝永 4 年（1707 年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し江戸（東京都）にも大量の火山灰を降らせた。

以来 300 年、現在まで静かな状態が続いている。しかし、平成 12 年（2000 年）10 月から 12 月及び翌年 4 月から 5 月には富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動、地殻変動等の異常は観測されなかったため、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかったが、改めて富士山が活火山であることが認識された。

主な災害の歴史は、次のとおりである。

年月日	状況
800 年（延暦 19. 4～）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出(日本紀略)
864 年（貞観 6. 5～）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める。(貞観大噴火) (三代実録)
1083 年（永保 3. 2. 28)	富士山大噴火 (扶桑略記)
1435 年（永享 7. 1. 30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1559 年（永禄 2. 2)	この月の申の日、富士の雪代が出水し、田畑、集落を押し流す。(妙法寺記)
1572 年（永亀 3. 2)	上吉田村 (現富士吉田市)、富士山の雪代の災害を避け、全村古吉田から現在地に移り屋敷割りを行う。(新地割付帳)
1707 年（宝永 4. 11. 23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する。(宝永大噴火)
1951 年（昭和 26. 3. 6)	富士山麓に大雪代が発生し、忍野村 50 年来の大被害
1954 年（昭和 29. 11. 27～28)	低気圧の通過により、富士山で大雪崩、死者 15 人
1980 年（昭和 55. 8. 4)	富士山で大落石事故、死者 12 人

※山梨県地域防災計画（火山編）による。

3 富士山における噴火の特徴

「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおりである。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂の火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は確認されていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

第3節 噴火の想定

第1 想定火口範囲

富士山ハザードマップ（改定版）検討委員会報告書（令和3年3月）で示されたとおり、5600年前以降に形成された火口の位置及びこれらの既存火口を山頂まで結んだ線から外側1kmの外周を結んだ領域、山頂から半径4km以内の全領域を噴火する可能性のある範囲とする。

この範囲は、噴火の可能性の高まりを示す火山の異常現象が観測された場合には、噴火が発生する前にあらかじめ避難する必要がある危険地域となる。

第2 想定される火山現象とその危険性

噴火で想定される火山現象は、次のとおりである。

1 想定される前兆現象

火山性地震 (かざんせいじしん)	火山周辺で起きる震源が浅い地震であり、噴火する前、噴火中に地震が起こる現象である。多くは、身体に感じない小さな地震であるが、時として震度5から6弱程度の強い揺れになるおそれもある。
火山性微動 (かざんせいびどう)	地面の連続的な振動を、火山性地震と区別して火山性微動という。火山活動が活発化したときや火山が噴火したときに多く観測される。
山体膨張 (さんたいぼうちょう)	山体の一部が膨張する現象である。
噴気 (ふんき)	火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気であるが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガス等が含まれることもある。

2 火山現象

溶岩流 (ようがんりゅう)	1,000℃前後の高温の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家及び道路を埋め、近くの木々を燃やす。流れの速さは温度等の条件によって様々であるが、通常は人が歩く程度又はそれより遅い速さである。
降灰 (こうはい)	細かく砕けた火山灰が空高く吹き上げられ、風に乗って遠くまで運ばれた後、降下する現象で、火口の近くでは厚く積もり、遠くにゆくにしながら徐々に薄くなる。多量の降灰があると、屋根に積もった火山灰の重みにより木造の建物等が倒壊する可能性もあることから、堅牢な建物への避難が必要となる。
噴石 (ふんせき)	噴火時に火口から放り飛ばされる直径数センチ以上の岩石を噴石という。大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することもある。特に、火口から半径2km以内は、大きな噴石が多数飛散する可能性があるため危険である。 なお、このような噴石のほか、小石及び軽石は、風下では風に乗って遠く離れた地域にも到達することがある。1707年の宝永噴火では、上空の強い西風に乗って、火口から10kmほど離れた場所で20cm程度の軽石が到達し、さらに20km離れたところでも数cmの軽石が到達した。
火砕流(かさいりゅう)・火砕サージ(かさいさーじ)	高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象である。火砕流よりも密度が小さく、主に熱い空気や火山ガスなどの気体と火山灰などが混じった熱風を火砕サージと呼ぶ。いずれもその破壊力は大きく、巻き込まれた建物は消失し、人は死傷する。

	また、その速さは高速走行の自動車程度であるため、発生が予想される場合には事前に避難する必要がある。
融雪型火山泥流（ゆうせつがたかざんでいりゅう）	雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流等によって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象である。主に谷底など低いところを流れ下るが、あふれて流れる危険性もある。山頂付近から一気に高速で流れ下るので、発生後の避難は困難であることから、発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
降灰後の降雨による土石流（こうはいごのこううによるどせきりゅう）	山の斜面に厚く積もった火山灰が、雨で流れて高速で流れ下る現象である。特に、厚さ10cm以上積もる地域では、何回も土石流が起こる可能性が高くなる。人が走るより速く流れるので、発生後の避難は困難であることから、発生が予想される場合には早めの避難が必要となる。
岩屑なだれ（がんせつなだれ）	山の一部が崩れて大きなかたまりとなって、雪崩のように高速で流れ下る。富士山では、約2900年前に御殿場方面に崩れたこと、さらに昔にも複数回あった可能性があるとの記録がある。広域に被害が及ぶので、山体の急激な膨張、山体に亀裂が発生する等、顕著な変化が観測された場合には、早めの避難が必要となる。
雪泥流（せつでいりゅう）	雪代（ゆきしろ）・スラッシュ雪崩（なだれ）ともいい、融雪期の降雨、急激な気温上昇等により融雪が進むことによる流水が引き金となり、雪や土砂が混じって流下する現象である。富士山では、中世や江戸時代には麓の村をおそった大規模な雪代があったことが古文書に記録されている。
水蒸気爆発（すいじょうきばくはつ）	熱せられた地下水が水蒸気となり爆発する現象で、溶岩流が湿地帯、湖等に流入すると、小規模な水蒸気爆発が起こることがある。この場合、爆発の発生場所近くでは噴石、爆風等の危険があるので注意が必要となる。
火山ガス（かざんがす）	火山ガスは、マグマに溶け込んでいたガス成分が気体となって噴き出す現象で、大部分は水蒸気であるが、二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素等の有毒な成分を含むことがある。
空振（くうしん）	噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。人体に対する直接の影響はないが、規模が大きい場合には、窓ガラス等が割れることもあるので注意が必要である。
洪水氾濫（こうずいはんらん）	川の上流に火山灰がたくさん積もると、支流、溪流等からの土砂流入によって下流に流され川底にたまることによって、本流の河床が上昇して洪水を起こす現象である。宝永の噴火後には、神奈川県酒匂川等で繰り返し被害があった。川沿いでは注意が必要である。
津波（つなみ）	山体が崩壊し、その崩壊土砂が水域に突入することによって津波が発生する。富士山で発生した実績は確認されていないが、他の火山では事例もあるため、湖等の周辺では津波に対しては必要に応じて警戒する必要がある。

第3 市域に影響する火山現象

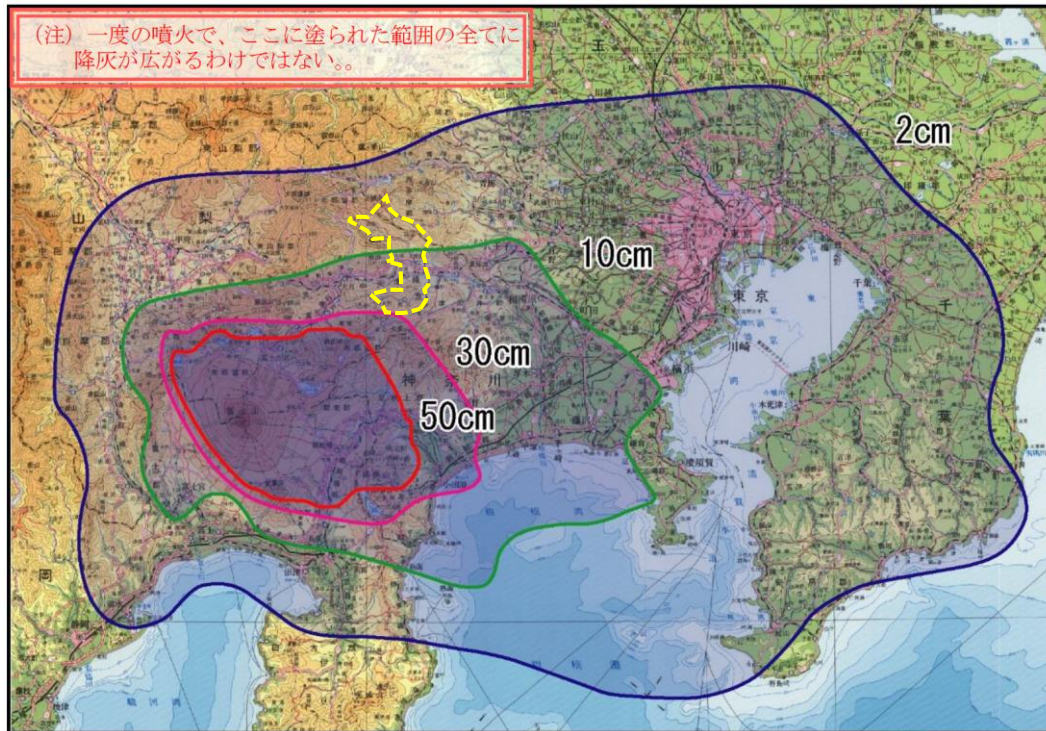
富士山噴火の想定として、平成16年6月に富士山火山防災協議会より富士山ハザードマップが発表され、さらに、新たな知見に基づき令和3年3月26日に改定が行われた。

富士山噴火により市域に影響する現象は、次のとおりである。

1 火山灰

富士山が噴火した場合、市の南端の一部で30cm以上、市の中部から南部では10cm以上、北部では2cm以上の降灰が想定されている。

また、その後の降雨により、降灰10cm以上となった土砂災害警戒区域（土石流）及び土石流危険溪流では、積もった火山灰が流出し、土石流となる可能性がある。



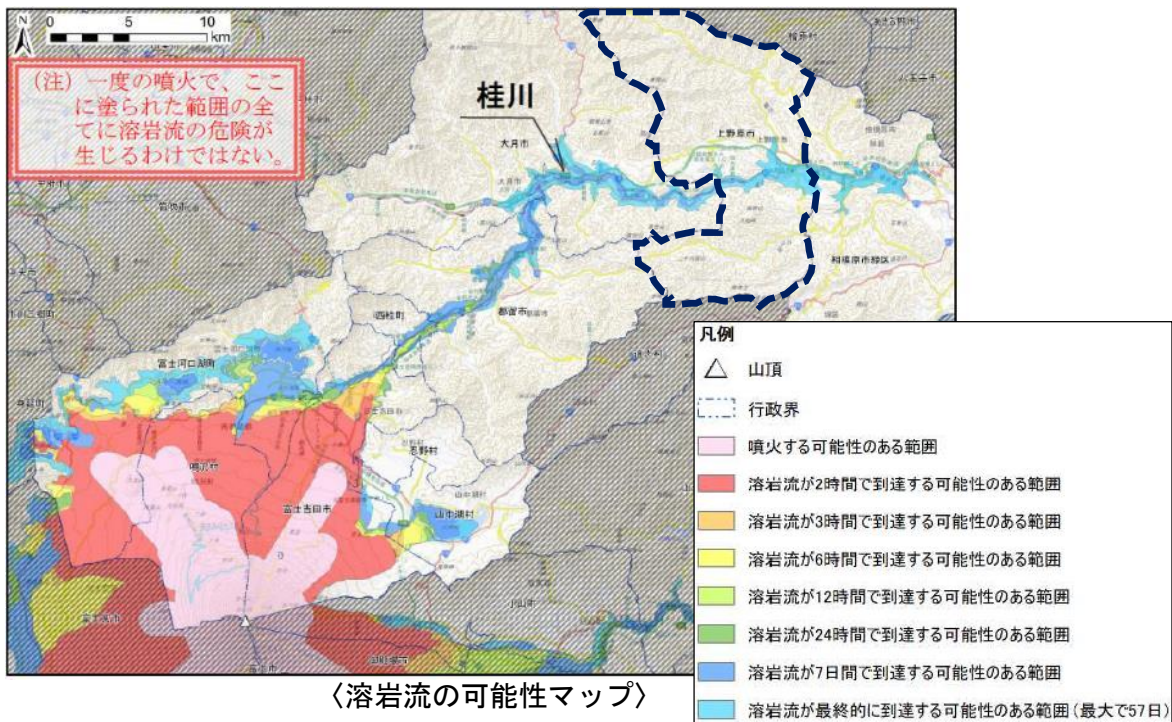
〈降灰の可能性マップ〉



〈降雨後土石流の可能性マップ〉

2 溶岩流

溶岩流は、桂川方向に流下する大規模噴火の想定では、57日以内で相模湖まで到達する可能性があると考えられている。



第2章 災害予防計画

第1節 関係機関との連携体制等の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 関係機関との連携体制の構築	危機管理室	
第2 火山専門家との協力体制の構築	危機管理室	

第1 関係機関との連携体制の構築

市は、活動火山対策特別措置法による火山災害警戒地域に指定されたことから、必要に応じて、国、県、市町村及び防災関係機関と、富士山に関する防災情報、対策の状況等について情報共有を行う。

第2 火山専門家との協力体制の構築

県は、火山災害対策を検討する際に、国、静岡県、神奈川県、富士山周辺市町村、公共機関、火山専門家等と連携して「富士山火山防災対策協議会」を設置し、富士山の噴火等に係る平時からの共同検討体制を構築する。

また、火山専門家及び甲府気象台は連携して、富士山の監視観測情報、県を通じて得た情報等を基に、県、市町村等へ火山活動の状況を解説する。

第2節 避難活動体制の整備

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難体制の整備	危機管理室	
第2 避難所及び避難場所の整備	危機管理室	
第3 要配慮者支援体制の構築	危機管理室、福祉課	
第4 広域避難受入体制の整備	危機管理室	

第1 避難体制の整備

市は、溶岩流の流下を想定し、避難区域、避難方法、避難場所等を検討し、避難計画を策定する。

第2 避難所及び避難場所の整備

市は、溶岩流の流下を想定した区域からの避難のため、避難所及び避難場所について、次の点に留意し指定する。

- (1) 自家用車の駐車可能な場所を確保する。
- (2) 大量の降灰を想定して、堅固な建物の確保に努める。

なお、避難所の設備等の整備、備蓄等については、地震編 第1章 第4節「第2 避難場所等の整備」に準ずる。

第3 要配慮者支援体制の構築

市は、要配慮者に対する支援のため、事前に避難行動要支援者名簿及び個別支援計画を作成し、支援体制を構築する。

また、社会福祉法人等との協定により福祉避難所等を確保する。

詳細については、地震編 第1章 第4節「第2 避難場所等の整備」、第7節「第1 避難行動要支援者の支援体制の構築」に準ずる。

第4 広域避難受入体制の整備

市は、市外からの避難者を受け入れるため、使用可能な避難所及び避難場所、車両等の駐車スペース等を指定する等、県、富士山周辺市町村と連携して広域避難の受入体制を整備する。

第3節 災害に強いまちづくり

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 安全な土地利用	施設を所管する課	
第2 公共施設の安全性確保	施設を所管する課	
第3 ライフライン施設等の安全性確保	生活環境課	東部地域広域水道企業団、東京電力パワーグリッド(株)、日本瓦斯(株)、(一社)山梨県LPガス協会、東日本電信電話(株)

第1 安全な土地利用

市は、火山の噴火現象等を想定し、防災上重要な施設（避難場所、高齢者・障害者・乳幼児等の要配慮者利用施設、危険物施設等）を設置する場合は、安全な場所に確保されるように努める。

第2 公共施設の安全性確保

市は、公共施設、避難所となる施設、学校及び要配慮者利用施設について、火山災害に対する安全性に考慮し、不燃堅牢化等の建物構造の強化に努める。

第3 ライフライン施設等の安全性確保

ライフライン施設管理者（事業者等）は、上下水道、電気、ガス、電話等のライフライン関連施設及び廃棄物処理施設について、火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、必要に応じて、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

詳細は、地震編 第1章「第3節 生活関連施設の安全対策」に準ずる。

第4節 防災知識の普及啓発・教育

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 住民等に対する普及啓発・教育	危機管理室、産業振興課、社会教育課、政策秘書課、総務課	
第2 職員に対する普及啓発・教育	危機管理室、総務課、学校教育課	
第3 児童・生徒等への防災教育	学校教育課	

第1 住民等に対する普及啓発・教育

1 住民への普及啓発・教育

市は、次のとおり、住民に対し富士山に関する基礎知識、防災対策の普及啓発・教育に努める。

- (1) 広報紙・ホームページ等の活用
- (2) 新聞、テレビ、ラジオ等各種報道媒体の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 火山災害に関する印刷物等の作成及び配布
- (5) シンポジウム、講演会等の開催
- (6) ソーシャルネットワークサービスを利用した防災・気象情報の配信

2 観光客・事業者への普及啓発

市は、観光協会等と連携して観光客向けの防災マップ、パンフレット等を作成し、観光施設、宿泊施設等において、掲示又は配布により火山防災知識の普及啓発を図る。

また、観光協会、商工会等関係機関と連携して、事業者に対し火山防災知識の普及啓発を図る。

第2 職員に対する普及啓発・教育

1 市職員への普及啓発・教育

市は、市職員に対し、火山防災に関する研修会の開催及び火山災害に関する印刷物等を配布し、火山防災知識の普及啓発・教育を図る。

また、先進自治体等の取組に関する研究及び調査を実施し、防災知識の向上を図る。

2 教職員等への普及啓発・教育

市は、教職員等を対象に火山に関する知識及び理解を深めるため、学識者等専門家による講習・研修会等を開催するとともに、教材、教育方法等についても検討する。

また、山梨県学校防災指針との整合を図り、火山災害への備え及び警戒レベルに応じた避難計画を学校防災計画に位置付けるよう、各小中学校と連携を図る。

第3 児童・生徒等への防災教育

市は、小学生、中学生等に対し、学年別に富士山の防災対策をはじめ、火山の基礎知識、火山の恵み、自然環境等に関するプログラムを学習内容に組み入れる等、火山に関する総合的な教育の推進に努める。

また、保護者等に対して火山災害時の避難及び保護の措置について、知識の普及を図る。

第5節 防災訓練

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等	危機管理室	
第2 住民		

第1 市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等

市は、富士山の災害の特性を踏まえ、必要に応じて風水害及び地震等の様々な条件を加え、噴火を想定した防災訓練を実施し、正しい知識の周知、行動の熟知及び問題点の抽出を図る。

訓練にあたっては、防災関係機関の協力を得て、様々な関係者が参加するよう努める。

なお、富士山ハザードマップ、噴火シナリオ等を活用して、被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込む等、実践的な訓練となるよう工夫する。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 関係自治体との合同防災訓練
- (3) 住民（自主防災組織）主体の避難訓練
- (4) 事業所・施設における避難・災害対応訓練
- (5) 車両等を使用した避難訓練
- (6) 噴火警報、火山情報等の伝達訓練
- (7) 通信障害を想定した災害対応訓練
- (8) 災害対応訓練として実践的な図上訓練

第2 住民

住民は、市、防災関係機関、自主防災組織、事業所等が実施する噴火を想定した防災訓練に積極的に参加し、的確な火山防災対応の体得に努める。

第6節 自主防災活動

■対策と担当

市	関係機関
危機管理室、福祉課、長寿介護課	

自主防災組織は、市と協力して次の自主防災活動に努める。

また、市は、自主防災活動の支援を行う。

- (1) 富士山ハザードマップ等に基づく火山現象の影響予想範囲の確認
- (2) 気象庁が発表する噴火警報・火山情報等の種類、発表基準及び伝達系統の確認
- (3) 火山災害時の避難経路、避難場所等の確認
- (4) 避難誘導方法の検討
- (5) 避難行動要支援者名簿等に基づく避難行動要支援者の把握
- (6) 要配慮者に対する支援方法の検討
- (7) 噴火を想定した防災訓練の実施

その他の対策は、地震編 第1章「第6節 地域防災力の向上」に準ずる。

第7節 各施設の防災対応力の向上

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 要配慮者利用施設等の防災対策の推進	危機管理室、福祉課、長寿介護課、学校教育課、子育て保健課	社会福祉施設
第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進	産業振興課	観光事業者

第1 要配慮者利用施設等の防災対策の推進

避難対象範囲内の要配慮者利用施設及び避難促進施設の施設管理者は、利用者等の安全確保、避難誘導（避難計画）、移送体制（搬送計画）等の整備に努める。

また、家族等への連絡方法、引渡方法等を明確にする。

市は、これらの防災対策の推進を支援する。

詳細については、地震編 第1章 第7節「第2 社会福祉施設の防災対策」に準ずる。

※避難対象範囲：土砂災害警戒区域（降雨後の土石流等の危険がある区域）、溶岩流の流下が想定される区域が該当する。

※避難促進施設：火山災害警戒地域にあり市防災会議が指定する次の施設（火山現象の発生時における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものに限る。）

- (1) 観光施設・宿泊施設等その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で、政令で定めるもの
- (2) 社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で、政令で定めるもの

第2 宿泊施設・観光施設等の防災対策の推進

溶岩流の流下が想定される区域内の観光事業所等の施設管理者は、施設利用者等が円滑に避難できるように、避難方法、避難の開始時期等に関する避難計画の策定に努める。

また、施設利用者に対する火山防災知識の普及啓発のため、火山災害に関する印刷物の掲示、パンフレット等を配布するよう努める。

市は、これらの防災対策の推進を支援する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急活動体制

第1 配備体制

市の配備体制は、次のとおりである。

配備体制	基準	内容	配備要員
警戒配備	・火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき等。	危機管理担当が情報収集を行う体制	
配備検討会議	・噴火警戒レベル2、3、4、5が発表されたとき。		議長：危機管理室長 構成：副市長、各部長、消防長、危機管理室長
各部対応	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル3が発表されたとき。	小規模な被害の発生に対し、各部各課で対応する体制（全庁的な体制を必要としない）	各部各課で定める。
第一配備（災害警戒本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル4が発表されるとき。	情報活動をはじめとする応急対策活動に着手する体制	各部各課で定める。
第二配備（災害警戒本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル5が発表され、市域に火山灰が到達するおそれがあるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	各部各課が必要な人員を動員し、災害対策本部を設置して災害対策を実施する体制 事前避難、避難行動要支援者の避難支援等を行う体制	各部各課で定める。
第三配備（災害対策本部）	・配備検討会議で決定 [目安] ・噴火警戒レベル5が発表され、市域に溶岩流が到達するおそれがあるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、災害対策を実施する体制 事前避難、避難行動要支援者の避難支援等を行う体制	全職員（会計年度任用（月給）職員を含む）を対象とし、必要な職員を配備する。

第2 職員の動員

1 動員方法

危機管理室から SNS、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。
配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

2 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

また、支所・出張所には支所・出張所職員が参集する。

ただし、災害の状況により勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所・出張所へ参集す

る。

第3 災害対策本部の設置、運営

地震編 第2章第1節「第3 災害対策本部の設置、運営」に準ずる。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 通信手段の確保	本部班、調整班	
第2 異常現象発見時の通報等	本部班	上野原警察署
第3 火山情報の収集・伝達	本部班、情報班、調査班、被災者班、復旧班	県、甲府地方気象台
第4 災害報告	本部班、消防本部	
第5 広報・広聴	情報班、被災者班	

第1 通信手段の確保

地震編 第2章第2節「第1 通信手段の確保」に準ずる。

第2 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、富士・東部地域県民センターその他当該事象に係る機関に通報する。

第3 火山情報の収集・伝達

1 噴火予報

気象庁は、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が次の噴火警報には及ばない程度と予想される場合には噴火予報を発表する。

2 噴火警報

(1) 噴火警報の対象範囲

気象庁は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺及び居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して噴火警報を発表する。

富士山は、噴火警戒レベルが運用されているため、噴火警戒レベルを付して発表される。

(2) 噴火警報の種類

噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表する。

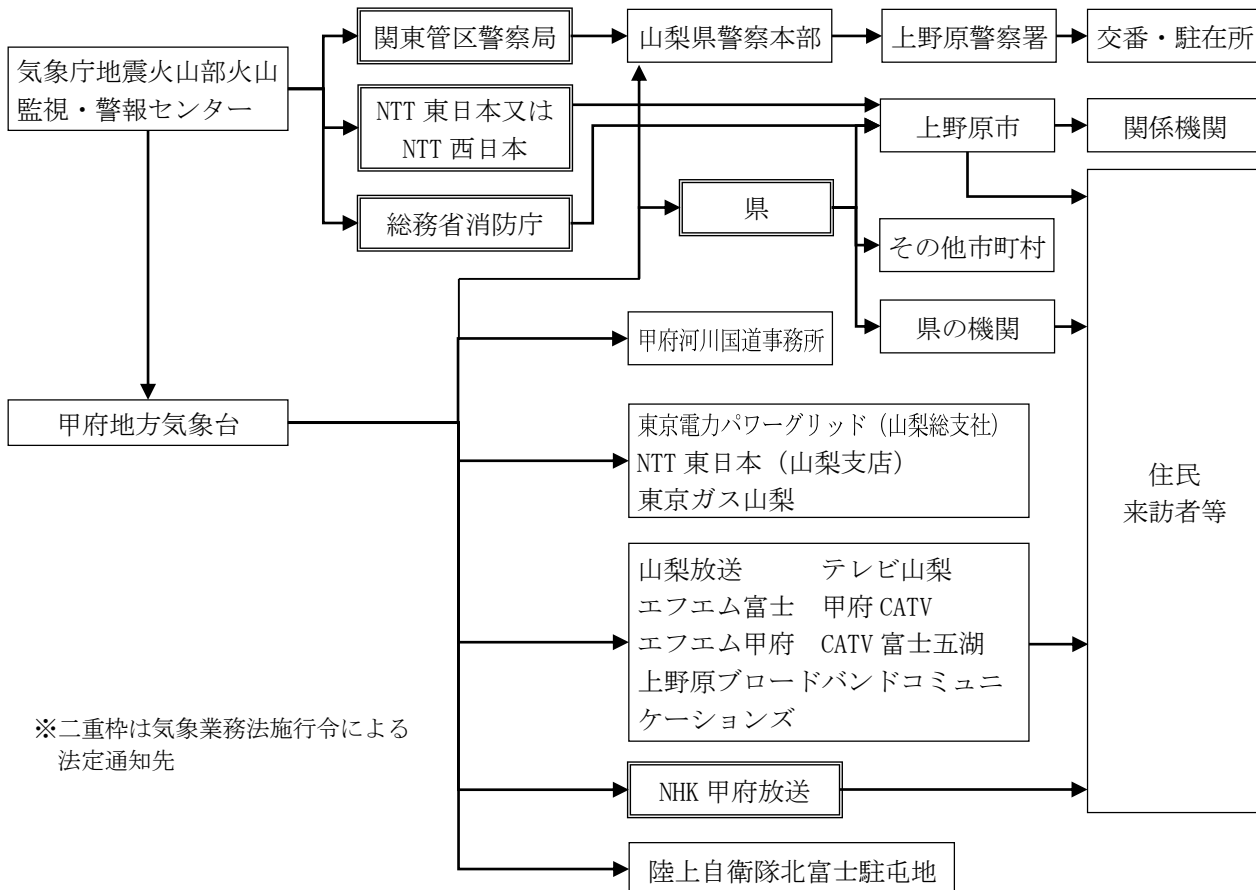
3 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関、住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。

富士山の噴火警戒レベルは、次のとおりである。

名称	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。
		4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきた)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される(火口出現が想定される範囲は危険)。
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 居住地域に影響しない程度の噴火の発生、又は地震、微動の増加等、火山活動の高まり。
	火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	<ul style="list-style-type: none"> 影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。
噴火予報	火口内等	1(活火山であること)に留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。



※二重枠は気象業務法施行令による法定通知先

4 降灰予報

気象庁は、次の流れで降灰予報を発表する。

(1) 降灰予報（定時）

ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表

イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(2) 降灰予報（速報）

ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表

イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表

ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表

エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表

オ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(3) 降灰予報（詳細）

ア 噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表

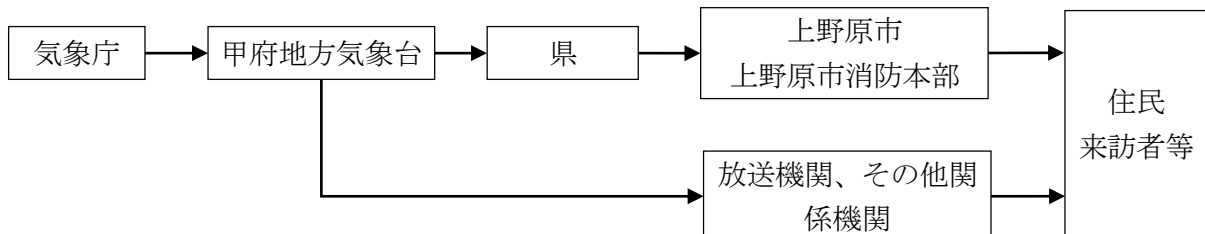
- イ 降灰予報（定時）を發表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
- ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
- エ 降灰予報（速報）を發表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表
- オ 降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表
- カ 噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

(4) 降灰量

気象庁は、降灰量の情報をわかりやすく防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」「少量」の3階級に区分し発表する。

名称	厚さ キーワード	イメージ		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。 (慢性の喘息、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。)	運転を控える。 (降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。)	碍子※への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護する。 (喘息患者及び呼吸器疾患を持つ人は、症状悪化のおそれがある。)	徐行運転する。 (短時間で強く降る場合は、視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。(およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始))	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがよくわかる。	窓を閉める。 (火山灰が衣服及び身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。)	フロントガラスの除灰。 (火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。)	航空機の運航不可

※電気を絶縁し、電線を支えるための器具



5 火山情報等

火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

(1) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断した場合又は判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられる等、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

(2) 噴火速報

火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取って頂くために、住民、観光客等、火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生事実を迅速に発表する。

(3) 火山活動解説資料

写真、図表等を用いて、火山の活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項について、定期的又は必要に応じて臨時に発表する。

(4) 月間火山概況

前月1ヶ月間の火山活動の状況及び警戒事項を取りまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

(5) 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したときに、噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等の情報を発表する。

6 噴火警報・火山情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS等を用いて伝達する。

7 被害情報の収集

市は、次の方法で被害情報を収集する。

- (1) 復旧班による巡回
- (2) 警察署及び消防本部からの情報
- (3) 支所・出張所からの報告（支所・出張所管内の住民からの通報）
- (4) アマチュア無線クラブからの報告
- (5) 住民からの市役所への通報 等

第4 災害報告

地震編 第2章第2節「第3 災害報告」に準ずる。

第5 広報・広聴

地震編 第2章第2節「第4 広報・広聴」に準ずる。

第3節 避難行動

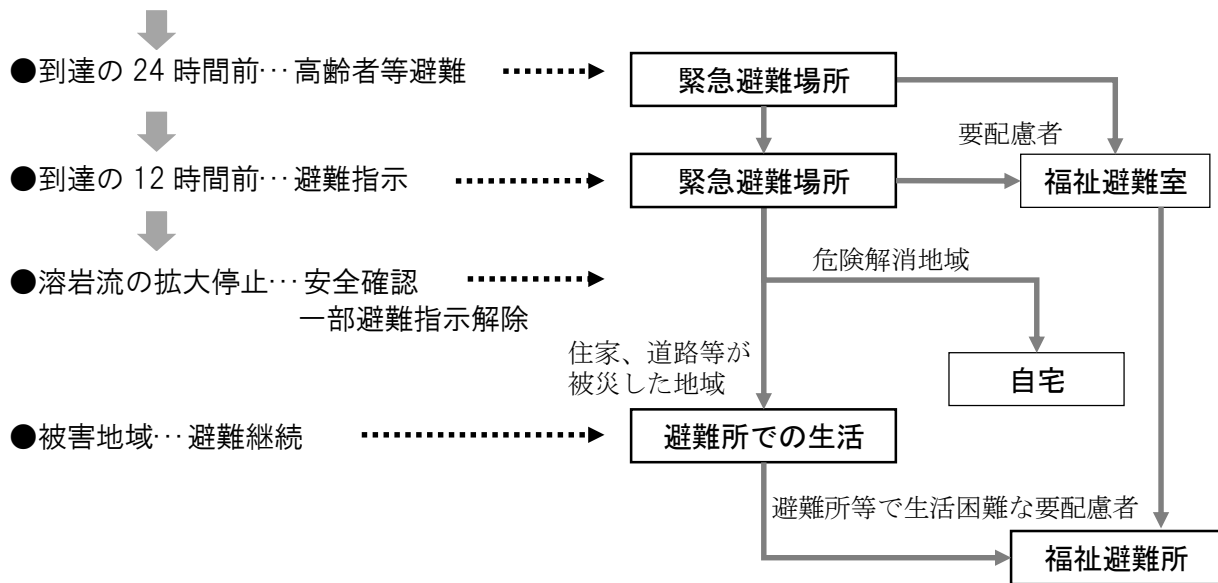
■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 避難指示等の発令	本部班	
第3 緊急避難場所等の開設	避難班、各対策班	
第4 避難所の運営	避難班（その他関係する班）	
第5 警戒区域の設定	本部班	
第6 広域一時滞在	本部班	
第7 避難範囲・警戒区域の見直し、避難解除	本部班	

第1 避難の基本方針

溶岩流が到達するおそれがある場合に、影響が及ぶ範囲の住民等に避難指示等を発令し、安全な場所に避難させることを基本とする。

溶岩流に関する情報（到達時間・範囲等）



第2 避難指示等の発令等

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令は、溶岩流の流下の予測に基づき判断するが、概ね、次のとおりとする。

高齢者等避難	溶岩流が市域に到達する24時間前に、流下予測範囲の高齢者等の避難を開始する。
避難指示	溶岩流が市域に到達する12時間前に、流下予測範囲の住民の避難を開始する。

第3章 災害応急対策計画
第3節 避難行動

その他の詳細は、地震編 第2章 第7節「第2 避難指示等の発令等」に準ずる。

第3 緊急避難場所等の開設

地震編 第2章第7節「第3 緊急避難場所等の開設」に準ずる。

第4 避難所の運営

地震編 第2章第7節「第4 避難所の運営」に準ずる。

第5 警戒区域の設定

地震編 第2章第7節「第6 警戒区域の設定」に準ずる。

第6 広域一時滞在

地震編 第2章第7節「第7 広域一時滞在」に準ずる。

第7 避難範囲・警戒区域の見直し、避難解除

市は、噴火の推移による危険性の変化に伴い、避難範囲の縮小、解除及び警戒区域の見直しを行う。

その際には、県に助言を求める。

第4節 交通応急対策

地震編 第2章「第5節 交通・緊急輸送」に準ずる。

第5節 飲料水・物資等の確保

地震編 第2章「第9節 飲料水・物資等の確保」に準ずる。

第6節 降灰対策

■対策と担当

項目	市	関係機関
第1 降灰情報の伝達	本部班	
第2 降灰状況の把握	本部班	
第3 火山灰の除去	生活班、復旧班	
第4 住民が実施する自衛措置		

第1 降灰情報の伝達

市は、市域に降灰が予想される場合は、住民等に気象庁が発表する降灰予報を伝達し、外出の抑制、注意喚起等と呼び掛ける。

第2 降灰状況の把握

市は、降灰があった場合は、市域の降灰状況を把握する。

第3 火山灰の除去

火山灰の除去に関する対応は、次のとおりとする。

1 火山灰の除去

民有地内に堆積した火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
また、事業者が排出した火山灰は、当該事業者が一時的な集積場所まで運搬する。

2 火山灰の処理

市は、火山灰を一時的に集積する場所を確保し、家庭内から排出された火山灰を収集し運搬する。
火山灰の処理については、県等と協議の上、実施する。

3 道路上の火山灰の除去

道路に堆積した火山灰は、道路管理者が除去、収集・運搬を行う。
大量の降灰及び広範囲の降灰により、除灰機械の確保及び作業方針の調整が必要な場合は、関係機関と連携を図り、道路除灰方針を決定して行う。

第4 住民が実施する自衛措置

住民等は、降灰時には、できるだけ外出を控え、やむを得ず外出するときは、ヘルメット、防災ずきん、マスク、ゴーグル等を着用する。

第7節 被害の拡大防止対策

溶岩流、降灰後の降雨による土石流等による被害の拡大を防止するため、国、県、市及び防災関係機関は、火山現象に応じて、次の対策を実施する。

- (1) 緊急減災対策砂防計画による減災対策
- (2) 危険物の搬出
- (3) 降灰の除去（公共施設、電線の除灰、水質汚濁対策等）

第8節 災害救助法による支援

地震編 第2章「第17節 災害救助法の適用事務」に準ずる。

第9節 住宅供給の実施

地震編 第2章 第13節「第4 応急仮設住宅の供与」に準ずる。

第10節 残留者・行方不明者の搜索

地震編 第2章 第12節「第1 行方不明者の搜索」に準ずる。

第11節 災害ボランティア支援

地震編 第2章「第15節 災害ボランティア支援」に準ずる。

第12節 要配慮者支援対策

地震編 第2章「第10節 要配慮者の支援」に準ずる。

第4章 継続災害・復旧・復興計画

第1節 継続災害

大量の降灰があった場合には、その後の降雨により、土砂災害警戒区域及び土石流危険渓流において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられる。

そのため、市は、県の緊急調査等の結果、気象台等からの助言等を踏まえ、次の対応を行う。

- (1) 警戒基準雨量の見直し
- (2) 警戒避難体制の確立
- (3) 降雨時の避難の実施

第2節 風評被害発生時の防止対策

市及び県は、正確な情報の流布把握に努めるとともに、誤情報の拡大の兆しが確認された場合には、見解を発表し風評被害防止に努める。

また、風評による被害を受けた事業者がその被害を回復できるよう努めるとともに、事業を継続できるような制度・仕組みについて検討を行う。

その他、被災者の支援、地域の復興等については、地震編 第2章「第13節 被災者生活支援」及び地震編「第4章 災害復旧対策」に準ずる。